

令和 6 年度
永平寺町社会福祉協議会
事業計画

使命・経営理念

1. 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、その達成のため、永平寺町社協の事業は以下の理念に基づき展開してまいります。

- (1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉活動団体はもとより福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型の福祉社会を実現すること。

また、教育機関と連携しながら積極的に福祉教育を実践し、次世代のマンパワーを育成する。これにより福祉が永平寺町において文化として定着すること。

- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現すること。

- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される地域に根ざした支援体制を整備すること。

- (4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦すること。

2. 組織特性を活かした組織運営の実現

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性を活かした組織運営が求められております。

- (1) 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、積極的な情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業経営について責任ある組織的な判断を可能とするために事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営をめざします。

事業体制

令和6年度は、地域福祉の推進に必要な事業を行うために、組織全体での取り組みに加え、以下の部門別に事業を推進する。

(1) 法人運営部門（法人運営課）

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門。

◎各事業所の資金収支を意識した予算編成（人員配置）と財政の立て直し

◎法人運営課と在宅福祉サービス課の統合

- ・サービスに係る人員配置、費用の分析、マネジメントの強化（収支バランスの維持）。
- ・月次予算管理の日常化の取り組み（事業所経営会議）。
- ・情報共有の強化（職員相互の対話とコミュニケーションづくりの推進）。
- ・苦情、リスクマネジメント、事故等へのスピード感のある対応と検証。

◎職員の育成（局内研修の強化）と資格取得推進（専門資格）

(2) 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進課）

地域住民や地域のあらゆる団体・組織およびボランティアと協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた取り組みを計画的に行う地域福祉を総合的に推進する部門。

◎スケールメリットを生かしたアウトリーチによる地域福祉活動の推進

- ・小地域福祉活動、サロン、座談会、介護者教室、ボランティア活動など。
- ・地域の関係者との連携（民生委員児童委員、福祉委員）。

◎ボランティア活動の推進（担い手の発掘と育成）

- ・ボランティアフェアの実施。

(3) 福祉サービス利用支援部門（地域福祉推進課）

福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門。

◎相談窓口の充実（福祉総合相談、各事務所での相談対応）

◎生活困窮者への対応支援（柔軟な食糧支援など）

(4) 在宅福祉サービス部門（法人運営課）

介護保険・障害福祉サービスをはじめ、多様な在宅福祉サービスを提供する部門。

- ◎通所介護事業所の運営形態の変更による円滑かつ健全な運営（平日型）
- ◎サービス品質の向上（サービス向上企画会議の定期開催）
 - ・アンケートの活用（利用者の声やニーズに即したサービス提供）や情報発信。
 - ・町内の介護サービス、介護ニーズの把握と分析。

(5) 地域包括支援センター（町受託）

介護予防、総合相談、権利擁護、包括的マネジメントを業務の柱とし、地域で高齢者とその周囲の人々を支援する部門。

- ◎総合相談支援業務
 - ・見守り支援による個人情報取り扱いの管理。
 - ・身寄りのない方への支援策の調査と検討。
- ◎包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・関係機関、事業所の役割の明確化と連携。
- ◎認知症総合支援業務
 - ・講演会、研修会の実施（他事業所との合同開催による連携強化）。
- ◎ケアプランデータ連携システム活用に向けての調査研究。

(6) その他

- ◎町内社会福祉法人、施設等との連携（社会福祉法人等連絡会）
- ◎収益事業の調査研究、助成金等の活用（自主財源の確保）
 - ・賛助会員の加入促進（社協活動へ企業等に理解や協力を求める）
- ◎災害への組織としての対応に向けた体制づくり
- ◎情報発信の有効活用
 - ・ホームページでの発信と更新による有効活用。
 - ・広報誌「ほほえみ」の活用（紙面構成、発信内容等の見直し）。

法人運営事業

1. 法人運営事業

法人運営事業は、理事会、評議員会等の開催のほか、経理事務をはじめとする財務管理、職員の採用や研修・能力開発、人事管理、所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務など、法人運営とともに社協事業全体の管理（マネジメント）業務。

- (1) 評議員会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 監査の実施（決算監査・中間監査）
- (4) 永平寺町社協発展・強化計画の進捗管理
- (5) 評議員選任・解任委員会の開催
- (6) 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会
- (7) 事務局の強化

◆ 職員の採用計画の検討

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し、計画的な職員採用を検討する。

◆ 資格取得支援

高難度化する福祉・介護系資格取得に向け、受験資格要件や合格体験などの受験情報の提供や、受験を目指す職員のサポートを行っていく。また金銭面の援助を行い、多くの有資格者の輩出を目指す。

- (8) 社協会費の加入促進

社協会費への加入促進と、特別会費・賛助会費への増強を図っていくために、社協会費について普及活動を行う。

- (9) 働きやすい職場づくり

◆ ハラスメント対策窓口の設置

パワーハラスメント防止対策の法制化に伴い、社協内ハラスメント総合窓口を設置し、職員に対する相談機能強化を図る。

◆ メンタルヘルス対策事業

労働安全衛生法に基づいた、衛生委員会の定期開催とストレスチェックの実施により、職員の心と体両面の健康保持・増進を図る。

◆ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

職員の連続休暇の取得が容易となるよう、有給取得勧奨を引き続き行うほか、育児・介護等規則に基づいた休暇制度のさらなる活用に向け関連制度の周知を図る。

◆ 特定個人情報保護強化

関連法（個人情報保護法・番号法など）を遵守し、組織的な個人情報漏洩対策を行う。

◆ 健康経営の推進

職員の健康増進を経営的視点でとらえ、日々の健康管理を組織的に取り組むことで、職員の活力向上や生産性向上等の活性化を図ります。また「健康づくり宣言」を実施し、安心して働ける職場を内外にアピールすることで人材の確保につなげていく。

(10) 社会福祉大会の開催

令和6年秋ごろ開催予定。今後、町の表彰式と同時開催に向け協議していく。

(11) 部会・委員会の開催

事業の推進にあたり、幅広く地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加、協働による地域福祉を推進するために部会・委員会を開催する。

(12) 災害時における各種関係機関との協力体制の確立。

◆ 県内市町社協との協定

◆ 行政をはじめ、各機関・各団体、民生委員、福祉委員との連携強化を図る

(13) 災害ボランティア連絡会の事務局運営

◆ 連絡会の開催

◆ 災害ボランティア研修会

(14) 経営基盤の強化

◆ 公認会計士・税理士による経営・会計指導・内部監査の実施の継続。

◆ インボイス制度・電子帳簿保存法への対応。

◆ 未収未払の管理。各事業の月次予算の管理。

◆ 自己財源の確保→ 特別会費および賛助会費の募集の強化。ファンディングについての調査・研究。

2. 永平寺事務所運営事業

永平寺地区の地域福祉の窓口として統括運営する。

3. 企画調整事業

各部門相互の事業展開の総合的な調整や、法人としての将来ビジョンを検討するなど、組織全体の企画・調整の役割を果たす。

(1) 関係団体への援助協力

町内の社会福祉施設および事業所に従事する職員などの資質向上を図るため当会主催の研修参加周知。(例：O J T研修等)

(2) 苦情解決体制の整備

- ◆ 社会福祉法第 82 条に基づき、当会が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努める。
- ◆ 情報公開の一環として、広報誌等により苦情およびその処理状況を公開する。
- ◆ 第三者委員会の定期的開催

(3) リスクマネジメント体制の強化

- ◆ 経営リスク全般を見渡し、個人情報漏洩、事故防止に向け体制整備を図る。
- ◆ I Tを活用する上での個人情報を取り扱うリスクやサイバーセキュリティ事故についての知識・対応について研修の機会を作っていく。

(4) コンピュータネットワークの運用・活用

- ◆ オンラインでの会議、研修等の環境を整備することで業務の効率化とともに、職員同士の連携や積極的な研修参加の機会を作っていく。
- ◆ 各事務所に Wi-Fi 環境を提供し、災害時に町民へのインターネット通信環境の提供を行う。
- ◆ 災害ボランティアセンター運営支援システムの導入および操作研修会等を開催し、災害時における情報共有および連携強化を図る。

(5) 経営改善計画の推進

事業推進体制、財務、資質向上について、中長期的な各事業の方向性と改善事項について分析と計画を推進し、経営基盤の強化に努める。また、公益的かつ実務継続可能な収益事業の実施に向けた取り組みを行う。

(6) 新規事業・収益事業の調査・研究・企画

- ◆ モデル事業や助成金事業の積極的な活用の導入。
- ◆ 新規事業（及び継続事業）ごとにプロジェクトチームの設置（課・事業所を越えた「横の連携」）

(7) 町内社会福祉法人における連絡会の開催

町内における福祉サービスの充実を維持すべく、町全体で今後の方向性等を共有したく、まずは社会福祉法人間にて課題協議。

4. 企画広報事業

(1) 広報誌「ほほえみ」 隔月発行（点訳版も発行）

課を越えた横断的な連携により、幅広い福祉情報を集約し発信していく。
また、構成の見直しにより、社協事業の認知度アップと組織強化につなげる。

(2) オンラインツールを利用した情報発信

ホームページ、Twitter、Facebook、Youtube 等、年代別に利用率の高い

オンラインツールを積極的に活用し、幅広い年齢層を対象に福祉情報の発信に努めていく。

(3) マスメディアの活用（新聞社への投げ込み、ケーブル TV 放映等）

(4) 動画情報の積極的な活用

動画を積極的に活用し、町民にとってわかりやすくイメージのしやすい情報提供に努めていく。

(5) 広報誌発行および SNS 活用に関してのスキル向上

広報誌発行や SNS 活用に関して研修会への参加や検討会を行っていくことで、地域住民にとってわかりやすく活用しやすい情報提供を行っていく。

5. 研修事業

社会福祉援助技術実習生等の受け入れ

社会福祉の専門職を目指す学生に対し、実習プログラムを通して社会福祉士として求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

6. やすらぎの郷管理運営事業

社協本所としての機能のほか、上志比地区の地域福祉の窓口として統括運営するとともに、地域住民にサロンや会議等で活用していただける体制づくりに努める。

地域福祉活動事業

1. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動計画の目標達成に向けた取り組み

- ◆ 活動計画進捗状況及び確認を実施し、本計画をもとに住民同士が支えるまちの実現を目指す。永平寺町の現状を把握し、福祉委員研修会にて情報を整理する。

(2) 福祉委員活動の推進

- ◆ 社協と地域のパイプ役である福祉委員との連携を通じて、地域内のキーパーソンとして認知度の向上を目指す。
- ◆ 福祉委員とのメール等での手段も活用促進し、連携強化。
- ◆ 研修会の開催

(3) 地域支え合い活動の推進

- ◆ 町民自らが地域の福祉（生活）課題に気づき、その解決に向けた取り組みができるよう、話し合いや活動の場を設けるなど、住民と協働して地域福祉を推進していく。
- ◆ 小地域福祉委員会設置済自治会へのアンケート調査を実施し、現状を把握。課題整理をすることにより、今後の各地区の小地域福祉委員会の運営についての後方支援策を検討していく。
- ◆ 「地域づくり」支援を地域包括支援センターと一体的に事業を推進していく。
- ◆ 居場所づくり事業（限定型の居場所づくりを検討）

(4) 子どもを中心とした地域への愛着を育む事業（県社協補助金申請予定）

- ◆ 地域の魅力・地域の宝発見などの活動を通じて、「未来へつなぐ地域福祉の向上」を目的として事業を行う。地域住民、団体と連携をとりながら、地域ぐるみで、学校の総合時間を利用して、将来の地域活動の担い手を育成する。

2. ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営委員会の運営

(2) ボランティア活動に関する相談、登録、コーディネート

- ◆ 一般町民を対象とするボランティア体験事業の実施
→ ボランティアフェア 2024 開催予定。

(3) ボランティア活動に関する広報啓発、情報提供

(4) ボランティア講座の開催

- ◆ 地域活動デビュー養成出前講座
- ◆ デジタル活用支援講座（スマートフォンを活用した防災対策）

(5) 福祉教育、学習の推進

- ◆ 防災をテーマとした福祉（防災）教育

(6) 積雪時における除雪ボランティア体制の整備

- ◆ スノーバスターズ（除雪ボランティア）活動

(7) ボランティア活動保険の加入窓口

- ◆ ボランティアセンター登録者の活動保険料（350 円）を助成

3. 地域ふれあいサロン事業

- ◆ 福祉委員の交替によるサロンの支援
- ◆ 町内の大学と連携による学生が地域サロン参加するサロンをモデル化。

4. 物品貸出事業

- ◆ 福祉車両の無料貸出（有料道路代、ガソリン代は除く）
- ◆ 福祉機器、視聴覚機器、除雪機の貸出も継続

5. 団体事務事業

- ◆ 永平寺町遺族連合会
- ◆ 永平寺町英霊顕彰奉賛会
- ◆ 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会

6. 子ども見守り強化事業

地域の関係機関やボランティア等と協働を図りながら「宅食」と「学習支援」2つの取り組みを展開し、子どもの見守り体制の強化を図る。（永平寺町子ども見守り宅食支援事業）

(1) 宅食（主にひとり親家庭の対象児童宅を月1回訪問）

上志比地区、永平寺地区の全域および一部の松岡地区に宅食展開。宅食を通して、対象世帯との関係性を深めながら、見守り体制の強化を図る。

(2) 学習支援

町内小学校の協力も得て参加を呼びかける。長期休暇中（夏休み等）の宿題や苦手科目の克服、学期末の復習をするため、拠点型の学習支援を実施。

実施場所も再検討し、他の事業との共同開催も視野に入れる。

7. 一般配分金事業

サロン見守り事業

8. 歳末配分金事業

(1) 老々世帯交流会：75歳以上の高齢者世帯を対象に交流会を開催。

(2) フードパントリー事業とだれでも食堂の事業を一体化

- ◆ 食品ロス削減として廃棄となる食品を子育て世代や生活困窮者等に配布。

(3) 広報誌の発行事業

9. 災害配分金事業

火災等の災害に対して臨時に援助する。

福祉サービス利用支援事業

1. 福祉総合相談事業

民生委員児童委員や弁護士等と連携し、暮らしの心配ごとや困りごと等の相談に応じることで課題解決および事業で対応できない相談があっても、迅速に関係機関へつなぎ連携し、相談者の想いに寄り添った支援を行う。

(1) 「しゃきょうの駅」(旧心配ごと相談)・・・相談窓口を明確化

各事務所を「しゃきょうの駅の停留所」と認知度向上してもらえるように PR 検討。今まで同様、随時相談を受付継続し、相談内容に応じた関係機関へ繋げる。

(2) 弁護士による「無料法律相談」

◆各地区持ち回りで毎月第 4 木曜日に実施（年間 12 回）。

松岡（福祉総合センター翠荘）、永平寺（老人福祉センター）

上志比（永平寺町社会福祉協議会本所）

永平寺、上志比での法律相談開催時は電話相談での相談も可能。

◆普及啓発の継続化

(3) 講座（セミナー）の開催

福祉に関する情報発信、啓発活動を行うことで、町民の福祉に対する意識向上を促し、社会問題、地域課題となっている課題について取り組む講座を開催する。

ヤングケアラー講座（併催も検討）

2. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障がいのある方が、福祉サービスを利用しながら自立した日常生活を送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類等預かりなどを中心とした生活支援を行う。

市民後見人養成講座との連携による、生活支援員の確保検討

3. 小口資金貸付事業

一時的な生活困窮に陥った人を対象に、当会緊急小口福祉資金規程に基づき、資金を貸し付け、世帯の自立更生を図る。

利用者が自立した生活を営むことができるように、貸付者へは適切な支援計画を作成し自立に向けた支援

4. 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることができるために、資金を貸付。

新型コロナ感染症にかかる緊急小口資金、総合支援資金貸付債務者へ償還に向けた相談等の対応を令和6年度も継続。

本則事務（通常貸付）とコロナ特例貸付事務の経理上区分することに変更

5. 段階的セーフティネット事業

◆相談事業所等との連携により、安全な食糧の提供や給付金（一世帯3万円/年）の支給により、必要としている生活困窮者等を支援するために実施する。

6. 成年後見サポート事業

◆行政・地域包括支援センター・関係機関等と連携し、相談支援および制度の普及啓発。

◆嶺北成年後見制度促進連携協議会への参画とふくい嶺北成年後見センター活用と連携。

在宅福祉サービス事業

1. 在宅福祉サービス事業

(1) 変化による質の高いサービスの提供→持続可能な事業運営

令和6年度からの運営形態変更に伴い、改めてサービス内容の見直しを図るためアンケート調査を実施予定。

◆松岡・永平寺デイサービスセンターを平日のみの運営へ変更

(2) 職員の処遇改善

2. 配食サービス事業（町受託）

◆安否確認の継続強化

3. 寝具洗濯サービス事業（町受託）

- ◆寝具の衛生管理サービス提供

申請方式での利用を継続（独居高齢者世帯及び要介護3以上の方のサービス）

4. 外出支援サービス事業（町受託）

- ◆事業持続のため、町と事業内容について協議検討。

5. 家族介護（交流）教室事業（町受託）

（1）家族介護者教室事業

- ◆他機関と連携し介護知識や技術などの習得及び相談の機会を強化、安心した在宅生活を支援する。

- ◆介護者のニーズに対応すべく、アンケート調査の実施。

（2）家族介護者交流事業

- ◆外出や体験を通じた交流を企画し、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。

ホームヘルプ事業

1. ホームヘルプ事業

- ◆利用者のニーズにあったサービス提供を継続するため、職員の専門性を高め、質の向上を目指す。

- ◆住み慣れた在宅生活が送れるように、自立支援に向けた支援ができるように、事業所内の情報共有を強化していくと共に、多職種との関係機関との連携を図っていく。

- ◆登録ヘルパーの経験者が減ってきているため、職員の体制強化を目指してしていく。

2. 介護保険対象外ホームヘルプ事業

- ◆提供サービスの維持、安定化を図る。

利用者のニーズを拾い、情報共有を強化し、提供可能な範囲内でのサービス提供に努める。

松岡デイサービス事業

- ◆業務効率の見直し（ムリ、ムダ、ムラをなくす）を行っていく。
- ◆研修受講による職員の資質向上を目指す。
- ◆多職種との連携を綿密に行い、利用者の在宅生活を支えていく。

永平寺デイサービス事業

- ◆個別ニーズに対応した支援の強化（クラブ活動の充実など）
- ◆ランチバイキングを通じた事業所のPR
- ◆利用者の要望に応じた柔軟な受け入れ

上志比デイサービス事業

- ◆平日型のデイサービスの特性を生かし、職員の専門知識習得時間の増強を図り習得した知識等の提供によりきめ細やかなサービス提供を図る。
- ◆上志比地区内の利用希望者の受け入れ増大。

小規模多機能型居宅介護事業（休止）R5.4.1～

えいへいじ訪問入浴介護事業

- ◆受け入れ態勢の整備及び要望に応じた対応。

障害福祉事業

1. 障害者計画相談事業

障がい児（者）や難病疾患児（者）の自立した生活を支えるため、当事者が抱える課題の解決や、適切なサービスの利用・継続を支援する。また、社協の強みを活かしながら、様々な社会資源へのコーディネートや、行政、学校、地域、病院、障がい福祉サービス事業所等と有機的な連携を図りながら包括的な相談支援を展開していく。

また、複雑化する生活課題に接する中でますますの専門性が求められる中、相談支援専門員の後進育成についても注力し、今後も事業の持続可能な体制強化に励んでいく。

2. 自立支援居宅介護事業

◆職員の専門性の向上

- ・障がい者の利用者数が年々増加傾向。
- ・利用者のニーズに合ったサービス提供ができるよう、専門職としての資質向上を図る。

3. 松岡自立支援生活介護事業

◆障害福祉サービスの継続

- ・松岡デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。
- ・各種研修による職員の専門性向上を図る。

4. 永平寺自立支援生活介護事業

◆障害福祉サービスの継続

- ・永平寺デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。
- ・各種研修による職員の専門性向上を図る。

5. 自立支援訪問入浴介護事業

◆事業体制安定化のための他事業所との連携強化

えいへいじ居宅介護支援事業

- (1) 研修等による職員の専門性の向上を図り、次世代の介護支援専門員の育成を強化する。
- (2) 多様化、複雑化する課題へ迅速に対応するため、他事業所等との連携強化を図る。
- (3) “ここで働きたい”と思える職場づくりに努める。

老人福祉センター運営事業（指定管理）

- （１） 高齢者の居場所づくりの充実
- （２） 元気な生活が維持できるよう介護予防の推進
- （３） 福祉避難所としての準備の定期的な確認作業

地域包括支援事業（町受託）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを引き続き進めていく。以下の４点を重点事項として取り組む。

- ①関係機関との協働による総合相談機能の強化および相談窓口の周知
- ②住民同士が支えあえる地域福祉活動の推進
- ③いつまでも住み慣れた地域で暮らし続ける医療と介護連携の推進
- ④自分らしい生活を維持できるよう介護予防の推進

1. 包括的支援事業

（1）総合相談支援業務

① 地域におけるネットワーク構築業務

早期発見・見守り・支え合い活動を推進するため、医療、保健、福祉関係機関や民生委員、企業などの地域関係者、ボランティア、地域の関係者とのネットワーク構築に努める。また見守り活動での個人情報について、適切に活用できるよう最低限の情報共有について協議・検討する。

② 実態把握業務

総合相談やひとり暮らし高齢者などの訪問、地域住民や関係機関からの情報収集などにより、高齢者の心身の状況や家族の状況などについて把握を行う。気になる高齢者については関係機関と連携を図り、早期の対応や見守り等および課題やニーズの把握をしていく。

③ 総合相談業務

総合相談窓口として、本人や家族、民生委員、地域の方からの高齢者に関する相談に対応し継続的な支援や調整を行い、必要に応じて他機関と連携し支援を行う。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法律的行為へつながるよう成年後見制度の活用を支援する。

◆身寄りのない方への支援策（身元保証）への調査および検討。

② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者を把握し、福祉保健課と連携しながら適切な対応を行う。

③ 老人福祉施設等への措置の支援

老人福祉法上の措置が必要と思われる場合、福祉保健課と連携し支援を行う。

④ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、速やかに実態把握したうえで、必要な関係機関と連携し対応策の検討をすすめ適切な支援を行う。

⑤ 消費者被害の防止

消費者被害の相談の受付、警察、消費生活相談窓口と情報共有を行い連携し対応する。またサロン等に出向いた際、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動にも取り組む。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

包括的・継続的なサービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努め、介護支援専門員が地域の社会資源を活用した支援ができるよう支援体制の整備に取り組む。

◆介護支援専門員に対する個別支援

◆指導、助言、情報提供、同行訪問、カンファレンスへの出席などを行なう。

◆介護支援専門員の資質向上及び交流のための研修会などを開催。(年3回開催)

◆介護支援専門員の定例会を毎月開催

町内の介護支援専門員同士の連携強化、相互研鑽、資質の向上、情報共有を図る。

◆主任介護支援専門員のネットワークの構築を図る。

② 地域ケア会議の開催

◆自立支援ケア会議(年9回開催)

介護支援専門員の実践力やアセスメント力の向上などを目的に開催。

◆個別ケア会議

解決困難な事例など、地域で支援の必要な高齢者の個別課題の解決を図るため必要時に開催。地域の多様な関係者が参加し、課題解決に向けた支援を検討

すると共に、関係者同士のネットワークの構築や地域課題の把握も行う。(適宜開催) 個別ケースの課題を分析し、地域課題を明らかにしていく。

◆身寄りのない人の支援についての検討会議 (適宜開催)

(4) 在宅医療・介護連携推進に関する業務

◆在宅ケア体制整備に向けた事業展開

医療・介護連携による在宅ケアの充実に向けて、地域の医療・介護関係機関などと連携した取り組みを行っていく。

- ・地域の医療・介護の資源リスト活用の推進
- ・退院支援ルール等の利用により、関係者の情報共有の支援
- ・医療・介護関係者等多職種連携にかかる研修会の開催 (年2回開催)
- ・地域住民を対象とした在宅ケア普及啓発講演会の開催 (年1回開催)

(5) 生活支援体制整備事業

住民が主体となった生きがい支え合い活動を推進。地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりを進める。

※「地域づくり」という共通する役割の地域福祉推進課と一体的に事業を推進していく。

① 住民主体による支え合いのまちづくり活動の支援や新たな社会資源創出に向けた取り組み、並びに地域住民への啓発、必要に応じて先進地への視察研修

② 各小学校区域において、地域課題整理やニーズ把握などを行いながら住民と共に必要な取り組みについて模索する「地域支え合い座談会」の開催。

◆住民主体の活動を展開する団体の活動支援と座談会、先進地への視察研修。

◆住民主体の集いの場(いきいき百歳体操、地域ふれあいサロンなど)の推進。

◆既にある生活支援サービスの社会資源の見える化。

◆広報誌等を活用した支え合いの取り組みの紹介。

◆社会資源、福祉課題の周知、把握、並びにすでにある協議の場への参画。

◆自立支援ケア会議などでの地域課題に対して利用可能な地域資源などを検討。

(6) 認知症総合支援事業

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で認知症の方や家族を支援(見守り)していく体制整備に向けての取り組みを行う。

① 認知症サポーター養成講座の開催

子どもから大人まで幅広い年齢層に対して、認知症に対する正しい理解の普及啓発。講演会や広報誌、ケーブルテレビなどで認知症の正しい理解につ

いて普及啓発する。

② キャラバンメイトの活動支援

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトが主体的に活動出来るよう支援を行う。

◆認知症サポーター養成講座の開催支援

③ 認知症カフェの企画、運営の支援

◆認知症カフェ「茶ま」「えきなかカフェ」「みんなのサロン」に出向き、必要な支援と周知活動を行う。

◆認知症の方、その家族・介護者への支援

④ 認知症初期集中支援チームの配置

サービス利用や受診の拒否、対応困難なケースにおいて早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

(7) 指定介護予防支援業務

① 介護給付による介護予防支援（介護予防ケアプラン）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成し、計画に基づくサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行なう。

指定居宅介護支援事業所に一部を委託する。

◆業務負担軽減のためケアプランデータ連携システム等の活用に向けての調査・チャットツールによる多職種連携を検討。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、適切な介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域資源等の情報を提供し、自立支援に向けたケアプラン作成を行なう。

指定居宅介護支援事業所に一部を委託する。

2. 一般介護予防事業

全地域で介護予防につながる活動の場や機会を増やし、身近なところで介護予防が出来るよう、住民運営の通いの場の充実を図るものとする。

① 元気高齢者を対象に運動器具を使用しての筋力トレーニング・運動習慣をつける。

◆もりもりトレーニング教室（新規参加者）

会場：松岡福祉総合センター（計10回）

◆ぞくぞくトレーニング教室（継続参加者）

会場：松岡福祉総合センター（6教室）

- ② 65 歳以上の高齢者を対象に音楽や運動による健康教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
- ◆こつこつ教室 会場：松岡福祉総合センター・ざおう荘（各会場週 1 回開催）
- ③ 元気高齢者を対象にした、筋力アップに繋がる運動教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
- ◆筋トレ教室会場：ふるさと学習館、永平寺開発センター、永平寺老人福祉センター、やすらぎの郷（各会場週 1 回開催）
- ④ 地域の高齢者自ら介護予防に向けた活動のため、おもりを使った筋力教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
- ◆いきいき百歳体操：（現 22 会場）
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防の取り組みを機能強化するため、住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による助言等を実施。
- ◆各いきいき百歳体会場において年 1 回のリハビリ専門職による評価・助言。
 - ◆介護予防教室における体力測定などの実施及び結果報告。
- ⑥ 地域介護予防活動支援事業
- ◆フレイルサポーター養成講座の開催
 - ◆フレイルサポーター活動支援
 - ◆介護予防に関する活動の普及啓発 地域サロン等への周知活動

3. その他

- ①地域包括支援センターの業務を円滑にすすめるための他部門との連携
- ◆福祉保健課との連絡会 定例で開催（適時）
 - ◆在宅介護支援センターとの連絡会 定例で開催（適時）
- ②職員の資質向上
- ◆研修会や研究協議会、専門分野での事例検討会の参加
- ③福祉人材育成、教育部門の協力
- ◆社会福祉士、看護師、保健師等の実習受け入れ

在宅介護支援センター事業（町受託）

在宅の要援護高齢者・要援護となる恐れのある高齢者その家族等に在宅介護等に関する総合的な相談に応じる。介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受け入れられるように関係行政機関等との連携を図る。

また、地域包括支援センターのブランチ（窓口）として、地域包括支援センターが行う業務に協力・連携して以下の業務を実施する。

- 1) 要援護高齢者等の実態を把握する。（ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の台帳整備）
- 2) 要援護高齢者等の自立した生活を送れるよう幅広い相談に応じ、適切な助言や支援を行う。
- 3) 町民からの相談を受付け地域包括支援センターや関係機関等につなぐ。
- 4) 地域包括支援センターが行う高齢者の実態調査や初期の相談対応業務を協力・連携して実施する。

基金運営事業

(1) 福祉基金運営事業

福祉基金規程に基づき、社会福祉事業の推進にあたり、必要とする費用の財源とする。

(2) 地域福祉事業安定化基金運営事業

地域福祉事業安定化基金規程に基づき、管理運用する。増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的発展を図るための財源とする。

(3) 介護保険事業安定化基金運営事業

介護保険事業安定化基金規程に基づき、基金の管理運用を行う。高質の介護保険サービスを安定して提供し続けることを目的とした積立金。

(4) 施設管理運営安定化基金運営事業

自己資産としての施設について、その維持管理に必要な財源を確保することを目的とする。